

公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成27年3月19日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
総合政策部	総合政策課、くるめの魅力向上推進室、 広域行政推進課、財政課、 行財政改革推進課、広報課、東京事務所	平成26年11月5日～ 平成27年2月27日	0	0
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、 安全安心推進課、広聴・相談課、 消費生活センター、人権・同和対策課、 人権啓発センター、隣保館、 男女平等政策課、男女平等推進センター		5	0
市民文化部	総務、税収納推進課、市民税課、資産税課、 市民課、耳納市民センター、 筑邦市民センター、上津市民センター、 高牟礼市民センター、千歳市民センター、 文化振興課、久留米シティプラザ推進室、 生涯学習推進課、文化財保護課、 体育スポーツ課、中央図書館		2	0
上下水道部	総務、経理課、営業管理課、給排水設備課、 上水道整備課、浄水管理センター、 下水道整備課、下水道施設課、 田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、 三潁事務所		2	0
固定資産評価審査委員会			0	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成26年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

【協働推進部】

指摘事項

《財務監査》

〔現金取扱事務〕

現金の収納事務は出納員及び会計職員が行えるが、現金を収納する際に、当日不在の出納員名でコピー代を収納しているものがある。

〔時間外勤務命令事務〕

嘱託職員の時間外勤務時間数の算定の誤りにより、賃金に不足が生じているものがある。

〔臨時職員等賃金支給事務〕

臨時職員の早退時間数の算定の誤りにより、賃金に不足が生じているものがある。

〔補助金等交付事務〕

補助金等の交付決定に伴う事務手続において、支出負担行為にかかる帳票を起票しただけで、その後、数か月にわたって決裁行為がなされていないものがある。

〔契約事務〕

長期継続契約である年度を越える委託契約において、契約書中に必要な翌年度以降に予算の減額、削除があった場合の契約解除条項が置かれていないものがある。

【市民文化部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔時間外勤務命令事務〕

時間外勤務手当の支給対象外とされる振替勤務等に対し、同手当が支給されているものがある。

〔現金取扱事務〕

現金の収納事務は出納員及び会計職員が行えるが、現金を収納する際に、当日不在の出納員名でコピー代を収納しているものがある。

【上下水道部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔旅費支給事務〕

旅費に含まれる経費の一部が別途支払われているにもかかわらず、旅費の減額調整をしていないものがある。

〔財産管理事務〕

公共下水道敷の占用料について、条例に定められた徴収期限を半年以上過ぎても、収入に係る事務手続が行われていないものがある。